**動物愛護畜産課　事務執行概要**

総務・動物愛護グループ

**１　庶務事務について**

　　課の一般庶務事項を掌るとともに、課内の諸給与、課の物品購入管理事務、課業務の連絡調整等に関する事務を行い事務事業の適正な執行に努めた。

**２　企画調整事務について**

　　課の企画関係全般（議会、国家要望、施策評価、各種調査照会、広報・広聴他）について、課内、部内及び庁内の調整を行い、迅速な事務処理に努めた。

**３　動物取扱業登録等事業**※R元年度より、一部事業が動物愛護管理センターから移管

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 |  | 財源内訳 | | | | 合 計 |
| 国庫 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 元 | 当初予算額 | 0 | 0 | 8,226 | 691 | 8,917 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 7,063 | 691 | 7,754 |
| 決算額 | 0 | 0 | 2,722 | △1,930 | 792 |

（単位：千円）

根拠法令等：動物の愛護及び管理に関する法律、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例

特定財源：動物取扱業登録等手数料、特定動物飼養保管許可等手数料

（１）動物取扱責任者研修会の開催

動物取扱業の各事業所において、その業務に従事する者の監督や新しい飼い主への動物の適正飼養を指導するため、動物の愛護及び管理に関する法律第２２条及び同法施行規則第１０条に基づき、研修会を実施した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 実施回数 | 受講者数 | 受講負担金徴収額 |
| 元 | 10回 | 1,607人 | 1,928,400円 |

※1,200円（受講手数料：受講者全員対象）

（２）特定動物の飼養又は保管の許可に関する事務

　動物の愛護及び管理に関する法律第２６条に基づく特定動物の許可、同法第２８条に基づく変更許可、同法施行規則第１６第１項に基づく廃止の届出事務を行った。（大阪市及び堺市を除く）。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 区　分 | 許　　　　　　　可　　　　　　　件　　　　　　　数 | | | | | | | | | 手数料  収入 |
| 霊長目 | 食肉目 | たか目 | 長鼻目 | 偶蹄目 | かめ目 | とかげ目 | ワニ目 | 合 計 |
| 元 | 許　可 | ２ | １ | ０ | ０ | ０ | １２ | ９ | １７ | ４１ | 760,000円 |
| 変　更 | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ | １ | １ | ２ | 32,000円 |
| 廃　止 | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ | １ | １ | ０ | ２ | － |

※許可手数料　２０，０００円（１種類）　　１０，０００円（２種類目以上。ただし、1種類目と同時許可でない場合は２０，０００円）

変更許可手数料　１６，０００円（１種類）　　８，０００円（２種類目以上。ただし、1種類目と同時許可でない場合は１６，０００円）

**４　動物愛護推進事業**※R元年度より、一部事業が動物愛護管理センターから移管

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 |  | 財源内訳 | | | | 合 計 |
| 国庫 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 元 | 当初予算額 | 0 | 0 | 0 | 7,952 | 7,952 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 0 | 1,308 | 1,308 |
| 決算額 | 0 | 0 | 0 | 1,208 | 1,208 |

（単位：千円）

動物の愛護と適正飼養について関心と理解を深めてもらうため、動物愛護週間事業等の開催や、

ポスターの作成･配布、ホームページの充実等を通じて啓発を行った。

（１）動物愛護週間事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 大阪動物愛護フェスティバル２０１９ in　大阪市中央公会堂＆大阪城公園 | |
| 開催日 | 令和元年９月２１日（土） | 令和元年１１月１０日（日） |
| 開催場所 | 大阪市中央公会堂 | 大阪城公園　太陽の広場 |
| 参加者数 | 約６８０人 | 約８，０００人 |

（２）啓発資料等の作成

　〇終生飼養の推進を目的としたポスターの作成

　　　・テーマ　　：「ずっと一緒に」

　　　・配布枚数　：１，８００部（Ａ３版）

　　　　・主な配布先：府関係各課、府内警察署、動物愛護推進員、動物愛護団体、

小中学校、高等学校他

（３）大阪府動物愛護推進協議会及び大阪府動物愛護推進員

動物愛護の推進が図られるよう、動物愛護について造詣の深い団体等を構成員として設置した「大阪府動物愛護推進協議会」の会議を開催、運営を行うとともに、委嘱をしている大阪府動物愛護推進員に対して研修会を開催し、推進員の資質の向上に努めた。

○大阪府動物愛護推進協議会

ア　会議の開催　　第３３回　令和２年１月２４日（金）

イ　構成メンバー　 大阪府教育庁、大阪府市長会、大阪府町村長会

（公社）大阪府獣医師会、（公社）日本動物福祉協会南大阪支部、

（公社）日本愛玩動物協会大阪府支部、大阪府立大学、

動物愛護推進員

○大阪府動物愛護推進員

ア　研修会の開催　　　令和元年５月２４日（金）

イ　委嘱者数　　　 ８４名 (令和２年３月３１日現在)

（４）市町村事務移譲交付金

　　大阪版地方分権推進制度に基づき、市町村に対して動物愛護推進員の委嘱及び協議会の設置にかかる事務を権限移譲している。

　〔交付金交付実績〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　度 | 交付対象市町数 | 交付総額 |
| 元 | 9 | 248,000円 |

**５　動物管理指導事業**※R元年度より、一部事業が動物愛護管理センターから移管

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 |  | 財源内訳 | | | | 合 計 |
| 国庫 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 元 | 当初予算額 | 0 | 0 | 250 | 11,231 | 11,481 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 250 | 6,872 | 7,122 |
| 決算額 | 0 | 0 | 0 | 4,353 | 4,353 |

　根拠法令等：動物の愛護及び管理に関する法律、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例

　特定財源：動物引き取り手数料、捕獲犬等返還費弁償金、抑留犬等飼養費弁償金

（１）所有者不明の犬、猫等の動物の死体処理費交付金

　　動物の愛護及び管理に関する法律第３６条第２項の規定に基づく、道路等で発見された動物の死体（所有者の判明しないもの）の収容については、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第２４条の規定により、市町村（政令市及び中核市を除く）に権限を移譲しており、これに要する経費として、当該市町村に対して、所有者不明の犬、猫等の動物の死体処理費交付金を交付した。

〔交付金交付実績〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　度 | 交付対象市町村数 | 交付総額 |
| 元 | 35 | 4,353,400円 |

**６　狂犬病予防事業**※R元年度より、一部事業が動物愛護管理センターから移管

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 |  | 財源内訳 | | | | 合 計 |
| 国庫 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 元 | 当初予算額 | 0 | 0 | 55,671 | △27,421 | 28,250 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 55,671 | △28,845 | 26,826 |
| 決算額 | 0 | 0 | 0 | 1,402 | 1,402 |

　根拠法令等：動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法

（１）条例移譲事務交付金

　　大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に規定する事務のうち、飼犬の捕獲・抑留に関する権限について、同条例１８条に基づき事務処理の特例として政令市・中核市に事務を委譲している。これら事務にかかる経費は、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例移譲事務交付金交付要綱に基づき交付。

　　〔交付金交付実績〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　度 | 交付対象数 | 交付総額 |
| 元 | 8 | 1,400,000円 |

**７　動物愛護管理センター庁舎等管理費**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 |  | 財源内訳 | | | | 合 計 |
| 国庫 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 元 | 当初予算額 | 0 | 0 | 0 | 35,758 | 35,758 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 0 | 35,758 | 35,758 |
| 決算額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

犬猫の抑留、収容、返還、回収、処分、譲渡の実施など、動物愛護管理行政を進めるうえで動物を飼養管理する拠点となっている動物愛護管理センター、およびその3支所の庁舎施設等を維持運営するための経費を動物愛護管理センターに配当している。

　畜産衛生グループ

**１　畜産振興総合対策事業について**

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 |  | 財源内訳 | | | | 合 計 |
| 国庫 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| ２９ | 予算額 | 154 | 0 | 685 | 2,985 | 3,824 |
| うち予算執行機関配当額 | 103 | 0 | 36 | 763 | 902 |
| 決算額 | 25 | 0 | 315 | 2,162 | 2,502 |
| ３０ | 予算額 | 0 | 0 | 908 | 2,840 | 3,748 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 10 | 722 | 732 |
| 決算額 | 0 | 0 | 595 | 1,791 | 2,386 |
| 元 | 予算額 | 0 | 0 | 654 | 2,915 | 3,569 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 10 | 768 | 778 |
| 決算額 | 0 | 0 | 307 | 2,709 | 3,016 |

　特定財源：独立行政法人農畜産業振興機構業務受託金

　　　　　　　地方競馬全国協会受託金

　　　　　　　家畜商免許手数料、家畜商講習会手数料

　　　　　　　蜜蜂転飼許可手数料

　根拠法令等：酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、家畜改良増殖法、大阪府家畜改良増殖対策事業補助金交付要綱、大阪府生乳乳製品流通対策事業補助金交付要綱、養鶏振興法、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法、養豚農業振興法、養蜂振興法、大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条例、家畜商法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、肉用子牛生産安定等特別措置法、畜産物の価格安定に関する法律

（１）受託事務事業について

　　肉用牛の合理的な生産と経営の安定及び肉用牛生産の振興を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構からの受託事業を実施した。

（２）大家畜経営振興事業について

①家畜改良増殖対策事業

　　　大阪畜産農業協同組合が、府内中核酪農家の乳用牛について、飼養管理事項、乳成分等を調査分析し、優良雌牛の選抜確保とその能力に応じた利用及び効率的な飼養管理の改善を指導する事業に対し助成した。

　　　補助金交付先：大阪畜産農業協同組合

（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ２９ | ３０ | 元 |
| 補助金額 | 420 | 420 | 420 |

②生乳乳製品流通対策推進事業

需要に即した生乳の計画的生産の円滑な推進を図るとともに、新しい乳成分取引の推進・定着化及び乳質の向上を図るため、大阪畜産農業協同組合に対し、生乳計画生産指導、実態調査等の経費について助成した。

補助金交付先：大阪畜産農業協同組合

（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ２９ | ３０ | 元 |
| 補助金額 | 100 | 100 | 100 |

③肉用子牛価格安定対策事業

　　 　(一社)大阪府畜産会が実施する肉用子牛生産者補給金制度に係る生産者積立金の一部助成を行うとともに、独立行政法人農畜産業振興機構からの事務を受託し、事業の推進を図った。

　生産者積立補助額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：頭、円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　　度  品　　　　種 | | ２９ | ３０ | 元 |
| 黒毛和種 | 登録頭数 | 15 | 25 | 26  8 |
| 生産者積立金額 | 18,000 | 30,000 | 31,200 |
| 補助額 | 4,500 | 7,500 | 7,800 |
| 乳用種 | 登録頭数 | 2 | 1 | 1 |
| 生産者積立金額 | 12,800 | 6,400 | 6,400 |
| 補助額 | 3,200 | 1,600 | 1,600 |
| 交雑種 | 登録頭数 | 3 | 3 | 2 |
| 生産者積立金額 | 7,200 | 7,200 | 4,800 |
| 補助額 | 1,800 | 1,800 | 1,200 |
| その他  肉専用種 | 登録頭数 | 1 | 0 | 0 |
| 生産者積立金額 | 12,400 | 0 | 0 |
| 補助額 | 3,100 | 0 | 0 |
| 計 | 登録頭数 | 21 | 29 | 29 |
| 生産者積立金額 | 50,400 | 43,600 | 42,400 |
| 補助額 | ※0(12,600) | ※0(10,900) | ※0(10,600) |

※　府積立部分について、第6業務対象年間（平成27～31年度）における必要額を積立てている。

なお、当事業は四半期毎に対象年齢に達した登録肉用子牛頭数に対し次四半期に積み立てるものであることから、頭数については前年度１月から当年度１２月までの登録頭数、金額については事業年度に積立または補助を行った額としている。

④家畜商免許等事務事業

家畜取引の公正を図るため、次のとおり家畜商免許証等の交付事務を行った。

家畜商免許証交付状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件、円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ２９ | ３０ | 元 |
| 交　　付 | 3 | 1 | 2 |
| 書換交付 | 2 | 0 | 3 |
| 再交付 | 0 | 0 | 0 |
| 取　　消 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 5 | 1 | 5 |
| 手数料収入 | 7,100 | 1,600 | 6,200 |

家畜商講習会開催状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人、円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ２９ | ３０ | 元 |
| 人　　　　数 | － | 28 | － |
| 手数料収入 | － | 98,000 | － |

⑤家畜市場の登録事務

　 大阪版地方分権推進制度実施要綱に基づき、家畜市場の登録事務を委譲した市町村に対し交付金を交付した。

　（単位：市町村数、千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ２９ | ３０ | 元 |
| 委譲市町村数 | １０ | １０ | １０ |
| 交付金額 | ２９９ | ２７７ | ２７４ |
| 家畜市場登録件数 | ０ | ０ | ０ |

※権限市町村：寝屋川市、箕面市、島本町、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、

門真市

（３）中小家畜経営振興事業について

①養鶏振興法に係る事務

養鶏振興法に基づき、ふ化業者の登録を行った。

（単位：件、円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ２９ | ３０ | 元  0 |
| 件　　　　数 | 0 | 1 | 0 |
| 手数料収入 | 0 | 8,100 | 0 |

　 また、大阪版地方分権推進制度実施要綱に基づき、ふ化業者の登録事務を委譲した市町村に対し交付金を交付した。

（単位：市町村数、千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ２９ | ３０ | 元 |
| 委譲市町村数 | １０ | １０ | １０ |
| 交付金額 | ３２３ | ２７７ | ２７４ |
| ふ化業者登録件数 | ０ | ０ | ０ |

※権限市町村：寝屋川市、箕面市、島本町、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、

門真市

②養蜂安定推進事業

府内の蜜源に見合った蜜蜂の適正な配置を推進し、養蜂業の健全な発展を図るため、蜜蜂の転飼許可証を交付するとともに、関係者と蜜蜂飼育状況についての情報共有を行った。

転飼の許可申請及び許可証の交付状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件、群、円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 法に基づく転飼 | | | 条例に基づく転飼 | | | 計 | | |
| 29 | 30 | 元 | 29 | 30 | 元 | 29 | 30 | 元 |
| 許可申請件数 | 4 | 7 | 4 | 37 | 44 | 37 | 41 | 51 | 41 |
| 許可申請ほう群数 | 225 | 265 | 215 | 769 | 806 | 660 | 994 | 1,071 | 875 |
| 許可件数 | 4 | 7 | 4 | 37 | 44 | 36 | 41 | 51 | 40 |
| 許可ほう群数 | 225 | 265 | 215 | 769 | 806 | 658 | 994 | 1,071 | 873 |
| 手数料収入 | 9,150 | 16,050 | 9,200 | 73,950 | 85,700 | 65,650 | 83,100 | 101,750 | 74,850 |

（４）飼料総合対策推進事業について

①飼料安全性確保対策事業

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき、飼料関係届出の確認、相談及び受付事務を行った。

　飼料関係進達及び受理状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　（単位：件）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度  項目 | | ２９ | ３０ | 元 |
| 飼料製造業者届 | 新　規 | 3 | 1 | 5 |
| 変　更 | 29 | 23 | 11 |
| 廃　止 | 2 | 3 | 3 |
| 計 | 34 | 27 | 19 |
| 飼料添加物製造業者届 | 新　規 | 0 | 0 | 0 |
| 変　更 | 9 | 7 | 10 |
| 廃　止 | 1 | 0 | 0 |
| 計 | 10 | 7 | 10 |
| 飼料輸入業者届 | 新　規 | 5 | 3 | 4 |
| 変　更 | 23 | 19 | 14 |
| 廃　止 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 28 | 22 | 18 |
| 飼料添加物輸入業者届 | 新　規 | 1 | 2 | 1 |
| 変　更 | 15 | 11 | 8 |
| 廃　止 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | 16 | 13 | 10 |
| 飼料販売業者届 | 新　規 | 10 | 5 | 5 |
| 変　更 | 28 | 53 | 34 |
| 廃　止 | 3 | 0 | 2 |
| 計 | 41 | 58 | 41 |
| 飼料添加物販売業者届 | 新　規 | 5 | 2 | 1 |
| 変　更 | 10 | 17 | 9 |
| 廃　止 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | 15 | 19 | 11 |
| 計 | 新　規 | 24 | 13 | 16 |
| 変　更 | 114 | 130 | 86 |
| 廃　止 | 6 | 3 | 7 |
| 計 | 144 | 146 | 109 |

　　②自給飼料推進事業

飼料自給率の向上を図るため、畜産農家等に対して流通粗飼料調査およびエコフィード使用状況調査を実施し、自給飼料増産の指導を行った。

（５）畜産環境保全対策事業について

①環境保全型畜産確立対策推進事業

　　　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、畜産農家へ立入調査を実施するとともに、畜産経営に係る環境汚染の現状を的確に把握するため、府内全域で実態調査を実施し、市町村・農業団体等に対する総合的な指導を行い、畜産経営の環境保全の推進に努めた。

また、(一社)大阪府畜産会に委託して畜産環境保全推進事業を実施し、堆肥利用マニュアルを作成・配布し、家畜堆肥の利活用促進を図った。

委託先：（一社）大阪府畜産会　　委託事業名：畜産環境保全推進事業

　　 　　　　　　 （単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | ２９ | ３０ | 元 |
| 委　託　金　額 | 250 | 250 | 250 |

**２　家畜保健衛生所運営事業について**

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　度 |  | 財源内訳 | | | | 合　計 |
| 国庫 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| ２９ | 予算額 | 0 | 0 | 33 | 16,496 | 16,529 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 0 | 16,024 | 16,024 |
| 決算額 | 0 | 0 | 10 | 194 | 204 |
| ３０ | 予算額 | 0 | 0 | 18 | 16,457 | 16,475 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 0 | 15,939 | 15,939 |
| 決算額 | 0 | 0 | 131 | 82 | 213 |
| 元 | 予算額 | 0 | 0 | 507 | 16,085 | 16,592 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 110 | 16,005 | 16,115 |
| 決算額 | 0 | 0 | 16 | 82 | 98 |

　　 特定財源：家畜人工授精師免許申請等手数料

　　 根拠法令等：家畜保健衛生所法、家畜改良増殖法

家畜衛生の向上を図り、畜産振興に資するため、家畜保健衛生所法に基づき、家畜保健衛生所を設置している。家畜保健衛生所業務が円滑にできる環境を確保するため、維持管理に係る経費を家畜保健衛生所に配当している。

(１)家畜人工授精

家畜人工授精師免許証の交付等の業務を実施した。

（単位：件、円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ２９ | ３０ | 元 |
| 家畜人工授精師免許証　交付  　　　　〃　　　　　書換交付  　　　　〃　　　　　再交付  家畜人工授精所　　　　許可 | 2  0  0  0 | 1  1  0  0 | 3  2  1  1 |
| 手数料収入 | 3,600 | 3,500 | 16,200 |

**３　家畜伝染病予防事業について**（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 |  | 財源内訳 | | | | 合 計 |
| 国庫 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| ２９ | 予算額 | 7,955 | 0 | 3,057 | 2,690 | 13,702 |
| うち予算執行機関配当額 | 6,120 | 0 | 2,773 | 2,971 | 11,864 |
| 決算額 | 198 | 0 | 0 | 0 | 198 |
| ３０ | 予算額 | 8,239 | 0 | 3,329 | 2,385 | 13,953 |
| うち予算執行機関配当額 | 40,274 | 0 | 2,709 | 1,060 | 44,043 |
| 決算額 | 202 | 0 | 0 | 0 | 202 |
| 元 | 予算額 | 7,399 | 0 | 2,147 | 2,866 | 12,412 |
| うち予算執行機関配当額 | 7,191 | 0 | 1,926 | 3,082 | 12,199 |
| 決算額 | 200 | 0 | 0 | 0 | 200 |

　　特定財源：家畜検査等手数料、根拠法令等：家畜伝染病予防法

（１）家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病について、家畜保健衛生所が、結核病、ブルセラ病、ヨーネ病等の検査、炭疽、豚丹毒等の予防注射等を実施した。

（２）動物由来感染症防疫対策事業

　　動物由来感染症の積極的なサーベイランスを実施するとともに、毎月、他部局を含めたサーベイランス結果をとりまとめ、課ホームページに掲載した。

（３）家畜伝染病予防事業（特定家畜伝染病発生時防疫対策）

　　高病原性鳥インフルエンザをはじめ、豚熱、アフリカ豚熱等の特定家畜伝染病の発生に備え、防疫体制を整備した。

**４　家畜衛生対策事業について**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 度 |  | 財源内訳 | | | | 合 計 |
| 国庫 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| ２９ | 予算額 | 2,974 | 0 | 2,540 | 1,594 | 7,108 |
| うち予算執行機関配当額 | 2,789 | 0 | 0 | 2,949 | 5,738 |
| 決算額 | 151 | 0 | 2,124 | △1,157 | 1,118 |
| ３０ | 予算額 | 2,958 | 0 | 2,332 | 1,891 | 7,181 |
| うち予算執行機関配当額 | 2,678 | 0 | 0 | 2,681 | 5,359 |
| 決算額 | 213 | 0 | 2,124 | △1,021 | 1,316 |
| 元 | 予算額 | 3,284 | 0 | 2,109 | 2,304 | 7,697 |
| うち予算執行機関配当額 | 2,202 |  | 0 | 4,168 | 6,370 |
| 決算額 | 123 | 0 | 2,683 | △1,662 | 1,144 |

　　　特定財源：動物用医薬品販売許可申請等手数料

根拠法令等：家畜伝染病予防法、医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）、獣医師法、獣医療法、消費・安全対策交付金実施要領

　　家畜保健衛生所が中心となって、府民に安心できる畜産物を供給するとともに、畜産農家の経営安定等を図るため、各事業を行った。

(１)監視危機管理体制整備対策事業について

①監視危機管理体制整備対策事業について

ア．家畜伝染病防疫対応強化

　　 　 　豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく府対策要領を整備するとともに、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等に関し、防疫体制を強化するため府推進会議等を開催した。

イ．家畜衛生関連情報整備対策

家畜衛生関連情報について、四半期ごとに国に報告するとともに、家畜保健衛生所が迅速な情報提供のため、家畜保健衛生所情報等を発行した。

ウ．診断予防技術向上対策

家畜保健衛生所が、監視伝染病の適切かつ迅速な診断方法を確立するための調査を実施した。

エ．まん延防止対策

　　　　　家畜保健衛生所とともに、家畜伝染病発生時の体制を整備するため、防疫演習を開催した。

（家畜伝染病防疫対策実地演習　１回）

　　　オ．病性鑑定ネットワーク

　　　　　近畿ブロック病性鑑定ネットワーク協議会の事務局を務めた。

カ．動物用医薬品危機管理対策

家畜保健衛生所が、動物用医薬品の適正な製造販売及び使用を図るため、動物用医薬品使用実態調査、薬剤感受性検査を実施した。

②ＢＳＥ検査・清浄化推進事業

　　　家畜保健衛生所が、４８月齢以上の死亡牛の全頭についてＢＳＥ検査を実施した。

(２)生産性向上対策事業について

家畜保健衛生所が、家畜の生産性阻害要因を検索するための調査を実施するとともに、生産性阻害要因の防除による生産性の向上を図るための指導及び対策を実施した。また、調査及び検査の結果等をもとに講習会等を開催した。

(３)畜産物等安全性確保対策事業について

ア．畜産物生産衛生管理体制整備

家畜保健衛生所が、安全な畜産物の生産衛生管理体制を整備するため、ＨＡＣＣＰ導入に向けて危害因子となる病原体の浸潤状況調査を実施するとともに、ＨＡＣＣＰの啓発を行った。

イ．鶏卵衛生管理体制整備

家畜保健衛生所が、採卵養鶏農家等における衛生管理の向上を図るため、サルモネラの汚染状況調査及び衛生指導を実施した。

ウ．動物由来感染症監視体制整備

家畜保健衛生所が、動物由来感染症について監視を強化するため、府内畜産農家を対象に大腸菌Ｏ１５７やサルモネラ等の浸潤状況調査を実施した。

(４)薬事監視業務受託事業

　　動物用医薬品の品質、有効性及び安全性を確保するため、製造販売業等の監視業務（農林水産省より受託）を行った。

動物用医薬品の抜き取り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ２９ | ３０ | 元 |
| 検定ロット数 | ６ | ８ | ６ |

(５)販売許可審査等事業

　　 動物用医薬品販売業等について、医薬品医療機器等法に基づき許可審査等を行った。

動物用医薬品販売業の許可状況　 　　　　　　　　　　　　　（単位：件、円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ２９ | ３０ | 元 |
| 動物用医薬品店舗販売業　許可  　　　　　　　　　　　　許可更新  　　　　　　　　　　　　許可証書換交付  　　　　　　　　　　　　許可証再交付  動物用医薬品卸売販売業　許可  　　　　　　　　　　　　許可更新  　　　　　　　　　　　　許可証書換交付  　　　　　　　　　　　　許可証再交付  動物用医薬品特例店舗販売業 許可  　　　　　　　　　　　　許可更新  　　　　　　　　　　　　許可証書換交付  　　　　　　　　　　　　許可証再交付  動物用高度管理医療機器販売・貸与業  　　　　　　　　　　　　許可  　　　　　　　　　　　　許可更新  　　　　　　　　　　　　許可証書換交付  販売従事登録　　 　登録  再交付  書換交付 | 6  3  1  0  7  32  1  0  8  42  10  1  　7  9  0  47  0  3 | 9  10  0  0  14  21  4  0  9  18  9  1  　10  9  1  77  0  3 | 12  5  0  0  17  16  4  0  6  27  0  1  8  9  3  111  0  2 |
| 手数料収入 | 2,124,600 | 2,439,600 | 2,683,000 |

(６)適正獣医療確保事業

法に基づく飼育動物開設届等を受理するとともに、関係法の遵守についての指導を行った。

大阪版地方分権推進制度実施要綱に基づき獣医療業務を移譲した市町村に対し、交付金を交付し

た。

　交付先：大阪市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ２９ | ３０ | 元 |
| 交付額 | 179 | 177 | 203 |

また、大阪版地方分権推進制度実施要綱に基づき、獣医師法に基づく獣医師の届出業務を移譲した市町村に対し交付金を交付した。

　（単位：市町村数、千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ２９ | ３０ | 元 |
| 移譲市町村数 | 17 | 17 | 17 |
| 交付金額 | 561 | 646 | 460 |

※移譲市町村：泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、箕面市、高石市、島本町、太子町、河南町、

泉大津市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、門真市、四條畷市

（７）検査機器整備事業

家畜伝染病発生時等に迅速な防疫措置を行うため、効率的な作業が可能な機器の整備を図った。

野生動物グループ

**１　鳥獣保護管理事業について**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　度 |  | 財　源　内　訳 | | | | 合　　計 |
| 国　庫 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| ２９ | 予　算　額 | 19,216 | 0 | 0 | 22,504 | 41,720 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 0 | 6,922 | 6,922 |
| 決　算　額 | 17,488 | 0 | 0 | 19,753 | 37,241 |
| ３０ | 予　算　額 | 18,812 | 0 | 0 | 23,404 | 42,216 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 0 | 7,228 | 7,228 |
| 決　算　額 | 18,776 | 0 | 0 | 19,780 | 38,556 |
| 元 | 予　算　額 | 21,420 | 0 | 3,775 | 22,251 | 47,446 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 0 | 6,730 | 6,730 |
| 決　算　額 | 15,755 | 0 | 2,802 | 18,612 | 37,169 |

（単位：千円）

　根拠法令等：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

（１）野生鳥獣の保護管理

　　　　平成29年3月に策定した第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画に基づき、人と野生鳥獣との適切な関係の構築、生物多様性の保全を基本として野生鳥獣の保護管理を実施した。

　　　　　※第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画（平成29年4月1日～平成34年3月31日）

（２）第二種特定鳥獣（シカ、イノシシ）管理計画の実施

シカ・イノシシによる農林業被害の軽減と長期にわたる安定的な共存を図るため、平成29年3月に策定した大阪府シカ管理計画（第4期）及び大阪府イノシシ管理計画（第3期）に基づき、狩猟や有害鳥獣捕獲、農林業被害防除など総合的な対策を推進した。

　※大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第4期）（平成29年4月1日～平成34年3月31日）

※大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）（平成29年4月1日～平成34年3月31日）

（３）鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の指定

野生鳥獣の保護繁殖及び狩猟による危険防止を図るため、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区

域（銃）を次のとおり指定等した。

鳥獣保護区特別保護地区

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 名称 | 指定・変更・更新の別 | 面積 |
| ２４ | 箕面勝尾寺 | 指定 | 70ha |

令和元年度末現在　１箇所　　70ha

鳥獣保護区

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 名称 | 指定・変更・更新の別 | 面積 |
| ２９ | 和泉葛城山ブナ林 | 更新 | 57ha |
| ３０ | 岩湧山、枚方 | 更新 | 1,680ha |
| 元 | 四條畷 | 更新 | 1,100ha |

令和元年度末現在　１８箇所　　12,914ha

特定猟具使用禁止区域（銃）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 名称 | 指定・変更・更新の別 | 面積 |
| ２９ | 宿野　　　　　他１７箇所 | 更新 | 55,347ha |
| ３０ | 能勢町市街地　他５箇所 | 更新 | 20,696ha |
| 元 | 高槻市　他７箇所 | 更新 | 12,349ha |

令和元年度末現在　７５箇所　　120,027ha

（４）鳥獣保護事業

　　ア　野生鳥獣の救護体制の充実を図るため、府内の獣医師会の協力を得て、野生鳥獣救護ドクタ

ーを指定するとともに、傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア制度を実施した。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（単位：人）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| ドクター数 | 89 | 84 | 83 |
| ボランティア数 | 63 | 62 | 44 |
| 救護鳥獣数 | 483 | 430 | 326 |

　　　イ　鳥獣保護区等の管理、鳥獣保護思想の普及、法令違反の取締り等の推進のため、鳥獣保護管理員を指定した。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：人）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 鳥獣保護管理員 | 43 | 43 | 43 |

（５）外来生物対策

特定外来生物に指定されているアライグマの生息分布が拡大し、農作物食害や家屋侵入による生活環境被害が深刻となっていることから、平成28年3月に策定した第3期大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、捕獲・安楽死措置等を実施した。

※第3期大阪府アライグマ防除実施計画（平成28年4月1日～平成32年3月31日）

**２　狩猟の適正化事業について**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　度 |  | 財　源　内　訳 | | | | 合　　計 |
| 国　庫 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| ２９ | 予　算　額 | 0 | 0 | 5,218 | △430 | 4,788 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 決　算　額 | 0 | 0 | 5,325 | △1,295 | 4,030 |
| ３０ | 予　算　額 | 0 | 0 | 8,418 | △266 | 8,152 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 決　算　額 | 0 | 0 | 8,350 | △642 | 7,708 |
| 元 | 予　算　額 | 0 | 0 | 5,385 | △102 | 5,283 |
| うち予算執行機関配当額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 決　算　額 | 0 | 0 | 5,862 | △1,250 | 4,612 |

（単位：千円）

（１）猟政事務

ア　狩猟者に狩猟免許試験（初心者は適性・知識及び技能試験、更新者は適性検査及び講習）を行

った。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 試験日 | 29.7.1～29.11.11  内計6日 | 30.7.7～30.11.10  内計13日 | 1.7.6～1.11.9  内計6日 |
| 場　所 | 大阪府社会福祉会館 | 大阪府社会福祉会館 | 大阪府社会福祉会館 |
| 申請者 | 904人 | 1,882人 | 1,039人 |

イ　狩猟者に対する狩猟者登録証の交付事務を行うほか、学術研究の目的や公益上必要と認められる目的等による鳥獣の捕獲に対し、特別許可を行った。

なお、有害鳥獣の捕獲等の許可に関する事務及び愛がんのための飼養等の登録に関する事務については、平成19年度から各市町村に（大阪市へは平成20年度から）事務移譲している。

狩猟者登録者数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：人）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 人　数 | 895 | 931 | 950 |

特別捕獲許可件数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　（単位：件）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 学術研究 | 16 | 34 | 33 |
| 愛がん飼養 | 0 | 0 | 0 |
| 公益上必要と認められるもの | 264 | 244 | 266 |
| 計 | 280 | 278 | 299 |

手数料収入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 備　　考 |
| 狩猟免許 | 904件  3,691,700 | 1,925件  6,646,200 | 1,039件  4,105,600 | 更新者＠2,900  初心者＠5,200  その他＠3,900 |
| 狩猟免状再交付 | 21件  21,000 | 27件  27,000 | 46件  46,000 | 免状＠1,000 |
| 狩猟者登録 | 895件  1,611,000 | 931件  1,675,800 | 950件  1,710,000 | ＠1,800 |
| 狩猟者登録証等再交付 | 1件  1,100 | 1件  1,100 | 1件  1,100 | 登録証＠1,100  記　章＠1,000 |
| 鳥獣飼養登録票交付 | 0件  ― | 0  ― | 0件  ― |  |
| 計 | 1,821件  5,324,800 | 2,884件  8,350,100 | 2,036件  5,862,700 |  |

1. 狩猟等取締り

狩猟事故の防止と鳥獣の違法捕獲等の取締りのため、府警察本部等の協力を得るとともに、

司法警察員、鳥獣保護管理員により、随時パトロールを実施した。

警察からの依頼による野鳥の鑑定件数等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 件数 | 24 | 4 | 3 |
| 羽数 | 330 | 4 | 25 |